

給水装置工事の申込み等

給水装置の新設、改造、修繕（国土交通省令で定める軽微な変更を除く）又は撤去しようとする者は、条例、規程及び給水装置工事指針等に定めるところにより、あらかじめ市長に申込みをして、その承認を受けなければならない。（給水条例第5条）

給水装置の工事は、市長又は市長が指定した者「指定給水装置工事事業者」が施工する。工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む）を受け、かつ、しゅん工後に、市長の工事検査を受けなければならない。（給水条例第7条）

具体的な申込みの手続きについては、「給水装置工事のフローチャート」に示すとおりであるが、関係書類及び注意事項については次のとおりである。

給水装置の新設等の申込み

給水装置の新設等の工事の申込みをするときは、その位置、工事の種類及び用途を記載した書類を提出しなければならない。（施行規程第3条）

提出書類

- 給水装置工事申込書
- 配水管布設申出書
- 給水装置使用開始申込書
- 給水装置工事設計書
- 給水装置工事（宅地内）使用材料表
- 道路の現況写真
- 保安設備位置図
- その他必要な添付書類
 - ・貯水槽水道設置調書、受水槽加圧装置仕様書及び使用水量計算書
 - ・3階直圧給水協議書（事前審査）、回答書
 - ・建築確認通知書
 - ・直結増圧給水水圧調査申請書、直結増圧給水協議申請書、直結増圧給水装置調書、回答書
 - ・定期点検業者選任届（増圧装置）、減圧式逆流防止器定期点検報告書
 - ・既設給水装置調査報告書
 - ・その他管理者が必要と認める書類

注意事項

- 給水申込みの前には、必ず現地調査を十分すること。
- 申込み後に内容の変更がないように、申込者と十分な打合せを行うこと。
- メーターの設置場所については、車両等の下にならないように、あらかじめ申込者と打合せをすること。
- 既設の引込み管がある場合は、止水栓、メーター筐の状況を確認すること。
- 3階直圧給水及び直結増圧給水については、「要綱」に基づき申込者と打合せをすること。
- 申込地が接した道路に配水管が布設されていない場合は、別途、配水管布設工事が必要とな

第6章 給水装置工事の事務取扱い

> 給水装置工事の申込み等

る。この場合には設計等に2ヶ月ほどの期間を要する。

設計の審査

給水装置工事に係わる管理者の設計審査を受けようとする者は、位置図、施工平面図、使用材料等を具備した設計書を提出しなければならない。(施行規程第7条)

工事の施行及び基準

給水装置工事は、水道法施行令第6条に定める基準及び管理者が別に定める基準に適合しなければならない。(施行規程第5条)

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に関し必要があるときは、管理者と連絡又は調整を誠実に行わなければならない。(事業者規程第11条)

指定工事業者は、給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。また、指定工事業者は、施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に規程で定められた事項に関する記録を作成させ、3年間保存する。(事業者規程第13条)

注意事項及び手続き事項

- 給水装置工事は、設計審査を受け、手数料等納金後に着手すること。
- 宅内の給水装置工事がしゅん工したら、工事設計書、使用材料表、しゅん工届等の関係書類を速やかに提出して、市のしゅん工検査を受けること。
- 公道部分の工事の立会い（給水管の取付け工事）申し込みは、事前に給水装置工事立会票を提出し、本市係員と工事の施工に関して十分な打合せを行うこと。
- 工事の施工に当たっては、関係法令及び本指針の規定により行う。
- 公道部分の工事が完成したら、関係書類を速やかに提出すること。
- 給水装置工事の申込者が、都合により工事を中止する場合は「給水装置工事（新設・改造）中止届」を提出すること。また、手数料等納金後3ヶ月を経過しても着手しない場合は、その給水装置工事を取り消すこともある。

第6章 給水装置工事の事務取扱い

＞ 給水装置工事のフローチャート

給水装置工事のフローチャート

